

令和5年4月吉日

システムユーザ各位

スリーエス コンピュータ

TEL 0994-40-9851

雇用保険料率の改定のお知らせ

令和5年4月分保険料から雇用保険料率が引き上げられます。

改定の詳細は、各都道府県労働局などへお問い合わせください。

【改定内容】

旧 保険料率	雇用保険料率	被保険者負担率	事業主負担率
一般の事業	13.5/1000	5/1000	8.5/1000
農林水産・清酒製造の事業	15.5/1000	6/1000	9.5/1000
建設の事業	16.5/1000	6/1000	10.5/1000



新 保険料率	雇用保険料率	被保険者負担率	事業主負担率
一般の事業	15.5/1000	6/1000	9.5/1000
農林水産・清酒製造の事業	17.5/1000	7/1000	10.5/1000
建設の事業	18.5/1000	7/1000	11.5/1000

■ 改定への対応方法

今回の改定は、現在のプログラムで保険料率の変更を行うことにより対応できますので、**新しいプログラムの発送はありません。**

変更方法は、次項をご覧ください。

■ 保険料率の変更方法

実施時期

『PCA ソフト』では、新保険料率がわかり次第あらかじめ率変更を行うことが可能です。

操作方法

以下の操作の前に、必ずデータのバックアップを実行してください。

- ① 「前準備」-「雇用保険の登録」を起動し、雇用保険コードを選択します。
- ② [率情報] タブで、[期間の変更] ボタンをクリックして使用期間を追加します。
[使用期間の追加] の [開始日] は、新保険料率を適用する日付（旧保険料率を適用する最終支給日の翌日から、新保険料率を適用する初回支給日まで）を入力します。

例 1) 【4月分保険料を 4月給与で徴収する場合】

「令和 5 年 4月 1 日」に設定

例 2) 【4月分保険料を 5月給与で徴収する場合】

「令和 5 年 5月 1 日」に設定

例) 1 4月分保険料を 4月給与で徴収する。

被保険者負担の「雇用保険率一般」を「6.0/1000」、「雇用保険率建設等」を「7.0/1000」に変更して登録します（事業主負担は「雇用保険率一般」を「9.5/1000」、「雇用保険率建設等」を「11.5/1000」、または「10.5/1000」に変更して登録します）。

雇用保険の登録

ファイル(F) 編集(E) 設定(S) 表示(V) ヘルプ(H)

閉じる 登録 最新 新規 修正 入力前 前移動 次移動 削除 一覧 ヘルプ

修正 00 共通雇用保険

コード(C) 00
雇用保険名(N) 共通雇用保険

雇用保険情報 率情報 電子申請

使用期間(B) 令和 5年 4月 1日 ~ 期間の変更(C)...

雇用保険率(R):		
/1000	被保険者	事業主
雇用保険率 一般	6.000	9.500
雇用保険率 建設等	7.000	11.500
雇用保険率 その他	0.000	0.000

端数処理(D) 五捨六入

一般拠出金率(G) 0.020 /1000

雇用保険徴収タイミングは、お客様によって異なりますので

変更方法等にご不明な部分がある場合は、スリーエスコンピューター給与担当までお電話ください。